

平成29年土佐清水市議会定例会1月会議会議録

第1日（平成29年 1月19日 木曜日）

~~~~・~~~~・~~~~

議事日程

日程第1 会期の決定

日程第2 審議期間の決定

日程第3 会議録署名議員の指名

日程第4 報告第1号 専決処分した事件の報告について（土佐清水市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

報告第2号 専決処分した事件の報告について（工事請負契約金額の変更について）

議案第1号 土佐清水市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第2号 土佐清水市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（質疑、議案の委員会付託、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決）

~~~~・~~~~・~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4まで

~~~~・~~~~・~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~・~~~~・~~~~

出席議員 12人

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 田中耕之郎君 | 2番 | 岡本詠君 |
| 3番 | 細川博史君 | 4番 | 前田晃君 |
| 5番 | 浅尾公厚君 | 6番 | 森一美君 |
| 7番 | 小川豊治君 | 8番 | 西原強志君 |
| 9番 | 永野裕夫君 | 10番 | 岡崎宣男君 |
| 11番 | 仲田強君 | 12番 | 武藤清君 |

~~~~・~~~~・~~~~

欠席議員

なし

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|---------|------|---------|
| 議会事務局長 | 山下 毅 君 | 局長補佐 | 伊藤 牧子 君 |
| 議事係長 | 前田 利実 君 | 主 事 | 中島 史博 君 |
| 主 事 補 | 室津 裕也 君 | | |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席要求による出席者

|                     |         |                              |         |
|---------------------|---------|------------------------------|---------|
| 市 長                 | 泥谷 光信 君 | 副 市 長                        | 磯脇 堂三 君 |
| 会計管理者兼<br>会計課長      | 山本 豊 君  | 税務課長兼<br>固定資産評価員             | 野村 仁美 君 |
| 企画財政課長              | 早川 聡 君  | 総務課長                         | 木下 司 君  |
| 危機管理課長              | 岡田 敦浩 君 | 消 防 長                        | 上原 由隆 君 |
| 消防次長兼<br>消防署長       | 宮上 眞澄 君 | 健康推進課長                       | 戎井 大城 君 |
| 福祉事務所長              | 徳井 直之 君 | 市 民 課 長                      | 二宮 眞弓 君 |
| 環境課長兼<br>清掃管理事務所長   | 坂本 和也 君 | まちづくり対策課長                    | 横山 周次 君 |
| 観光商工課長              | 倉松 克臣 君 | 農林水産課長兼<br>農業委員会事務局長         | 文野 喜文 君 |
| 水 道 課 長             | 楠目 生 君  | じんけん課長                       | 田村 善和 君 |
| 特別養護老人ホーム<br>しおさい園長 | 山本 弘子 君 | 収 納 推 進 課 長                  | 田村 光浩 君 |
| 教 育 長               | 弘田 浩三 君 | 学 校 教 育 課 長                  | 中津 健一 君 |
| 生涯学習課長              | 中山 優 君  | 教育センター所長兼<br>少年補導センター<br>所 長 | 弘田 条 君  |
| 選挙管理委員会<br>事務局 長    | 沖 比呂志 君 | 監査委員事務局長                     | 小松 高志 君 |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（仲田 強君） おはようございます。定刻でございます。

ただ今から、平成29年土佐清水市議会定例会1月会議を開きます。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第1、「会期の決定」を議題といたします。

平成29年土佐清水市議会定例会の会期につきましては、議会運営委員会でご審議を願っておりますので、この際、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、永野裕夫君。

（議会運営委員会委員長 永野裕夫君登壇）

○議会運営委員会委員長（永野裕夫君） 皆さん、おはようございます。そして新年明けましておめでとうございます。

それでは、平成29年土佐清水市議会定例会の会期並びに1月会議の審議期間については、1月12日開催の議会運営委員会において審議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。

本定例会の会期につきましては、本日から12月28日までの344日間とし、1月会議の審議期間については、本日1日間と決しました。

以上、報告をいたします。

○議長（仲田 強君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から12月28日までの344日間といたしたいと思えます。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月28日までの344日間と決しました。

日程第2、「審議期間の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

1月会議の審議期間につきましては、先ほどの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日1日間といたしたいと思えます。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、1月会議の審議期間は、本日1日間と決しました。

日程第3、「会議録署名議員の指名」を行います。

1月会議の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、7番小川豊治君、9番永野裕夫君を指名いたします。

日程第4、市長提出報告第1号「専決処分した事件の報告について（土佐清水市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」から報告第2号「専決処分した事件の報告について（工事請負契約金額の変更について）」の報告2件並びに議案第1号「土佐清水市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について」から議案第3号「技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までの議案3件、計5件を一括議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長 泥谷光信君登壇）

○市長（泥谷光信君） おはようございます。

改めて、新年明けましておめでとうございます。

定例会1月会議開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、平成29年土佐清水市議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用の中、ご出席を賜り開会の運びとなりましたことを心からお礼申し上げますとともに、本会議に提案させていただきました議案につきまして、その概要をご説明申し上げ、議員の皆様及び市民の皆様にご理解とご協力を賜りたいと存じます。

平成29年がスタートいたしました。1月4日の「仕事始めの式」では、職員に対し、新しい年を迎え、新たな気持ちで新たな目標を持ち、課題解決に正面からぶつかり、職員が連携・協力することで市民福祉の向上に取り組むよう訓示を行ったところです。

ご承知のとおり、私にとりましては、「第16代土佐清水市長」としての任期もあと数カ月となりました。さきの12月会議におきまして、次期市長選挙への出馬を表明したところですが、本年は再選を目指す勝負の年となると同時に、日本ジオパーク認定を目指す本市にとりましても、正念場の年となります。さらに、喫緊の課題であります人口減少や少子高齢化などの課題に対しましては、「第7次土佐清水市総合振興計画」や「土佐清水市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を基軸として策定した、各種施策を着実に実行することで、地域の活性化と市勢の発展に向け、全力で取り組んでまいりますので、今後におきましても皆様のご指導・ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、去る1月10日に尾崎高知県知事が本市を訪れ、「対話と実行行脚」が行われました。

この取り組みは、知事が県下の各市町村を訪問し、1日をかけて現地を回り、地域の皆様と意見交換を行い、率直な対話を重ねることにより、「対話と実行」の姿勢を強化・深化させ、

県勢浮揚につなげるため、平成24年から実施されております。本市では今回が2回目の「行脚」となりましたが、当日は宗田節関連施設や観光関連施設など、市内9カ所を訪問されました。宗田節関連事業者とは、本市全体でのメジカ関連産業の事業化に向けた仕組みづくりについて意見が交わされたほか、株式会社ワールド・ワンが展開する郷土居酒屋「土佐清水ワールド」を中心とした地産外商の取り組みや、「志国高知幕末維新博」の地域会場となるジョン万次郎資料館のリニューアルや観光クラスター形成の取り組みなどについて意見交換が行われました。また、竜串海岸では多くのジオガイドが参加し、奇岩の説明や日本ジオパーク認定に向けた取り組みについて説明を行い、知事からは、「このジオパーク構想と竜串再開発との連動による経済波及効果を高知県全体に広げましょう。」と力強い言葉をいただいたところです。最後は、集落活動センターの設立に向け取り組んでいる下川口地区住民との意見交換を行ったほか、下川口浦憩いの家で行われた懇親会では、地元婦人会の方々の真心のこもった手づくり料理でのおもてなしにより、さらに交流を深めることができました。

このように多くの市民の方々と現職知事が直接対話できる機会をいただき、改めてこの場をおかりいたしまして厚く感謝申し上げます。

なお、下川口地区では、来年度の早い時期に目標としております「集落活動センター」を立ち上げ、再び知事をお招きし、開所式が行われるよう、地域をあげて取り組んでおります。ぜひ、皆様のご支援・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、ご提案申しあげました各案件につきまして、ご説明申し上げます。

報告第1号は、雇用保険法の改正に伴い、関連する条例の一部を改正するもので、改正内容が本条例の趣旨に変更を及ぼさないものであるため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成28年12月26日に専決処分した報告であります。

報告第2号は、議会の議決を経た工事請負契約により施行中の「清水小学校校舎棟（第1期）建築工事」につきまして、250万円以下の請負金額の変更が生じたことにより、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成28年12月26日に専決処分した報告であります。

議案第1号は、地方税法等の改正に伴い、関連する条例の一部を改正するものであります。

議案第2号は、平成28年度人事院勧告に伴い、扶養手当の額について関連する条例の一部を改正するものであります。

議案第3号は、平成29年度から技能職員の俸給表につきまして、行政職俸給（二）表を導入することに伴い、関連する条例の一部を改正するものであります。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わらせていただきます。

なお、細部につきましては、総務課長から説明をいたしますので、何とぞご審議の上、適切

な議決を賜りますようお願い申し上げます。

終わりになりますが、本年が土佐清水市にとりまして、飛躍の年となることを祈念して、平成29年土佐清水市議会定例会開会に際しての挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（仲田 強君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただ今から、条例案等に対する内容説明を求めたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、条例案等に対する内容説明を求めることに決しました。

報告第1号「専決処分した事件の報告について（土佐清水市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」から報告第2号「専決処分した事件の報告について（工事請負契約金額の変更について）」の報告2件並びに議案第1号「土佐清水市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について」から議案第3号「技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までの議案3件、計5件について説明を求めます。

総務課長。

（総務課長 木下 司君登壇）

○総務課長（木下 司君） 皆さん、おはようございます。

それでは、条例案等について説明をいたします。

済みませんが、議案綴りをお願いいたします。

報告第1号「専決処分した事件の報告について（土佐清水市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」議案綴りの1ページから3ページです。

雇用保険法の一部を改正する法律の施行に伴い、国家公務員退職手当法の一部が改正され、平成29年1月1日に施行することになりました。

条例において雇用保険法に規定する高年齢継続被保険者及び広域求職活動費について規定しており、本市も条例改正が必要となりました。

この改正については、市長の専決処分事項の指定についての第4号、既存条例の趣旨に変更を及ぼさない程度において、引用法令の改廃に伴う当該法令の題名、条項若しくは用語に係る規定の改正又は字句の修正をすることに該当するため、平成28年12月26日に専決処分しましたので、報告をするものです。

報告第2号「専決処分した事件の報告について（工事請負契約金額の変更について）」議案綴りの4ページから5ページです。

平成27年12月10日付で、飛島・前田特定建設工事共同企業体代表者、飛島建設株式会社四国支店支店長、白倉正敏氏と工事請負契約を締結し実施しております清水小学校校舎棟（第1期）建築工事について、1階から3階まで吹き抜けの中央階段において、無灯状態でも歩行可能となる明るさを確保するため、屋上に4基のトラップライト、1.6m角4基を設置することにより、契約金額で249万2,640円の増額、変更請負契約金額で12億9,093万2,640円となり、専決処分したのでこれを報告をするものです。

続きまして、議案第1号「土佐清水市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について」議案綴りの6ページから8ページです。

地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令が、平成28年11月28日に公布されたことに伴い、消費税率引き上げ時期の延長に伴い、個人住民税の住宅ローン控除制度の適用期限の延長、法人市民税の法人税割の税率引き下げの時期が変更となったことに伴う施行期日の変更及び規定の整備、軽自動車税の環境性能割の導入の時期が変更になったことに伴う規定の整備及び施行期日の変更並びに適用年度の変更、グリーン化特例の1年延長にかかる規定の整備及び経過措置の新設について、条例の一部を改正するものです。

議案第2号「土佐清水市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」議案綴りの9ページから12ページです。

平成28年度人事院勧告に伴い、平成29年度から扶養手当額の改正がありました。改正内容は、配偶者にかかる手当額をほかの扶養親族にかかる手当額と同額まで減額し、子にかかる手当額を引き上げるもので、段階的に平成29年度は配偶者は1万3,000円から1万円に、子については6,500円から8,000円に、配偶者がいない場合の1人目の扶養親族にかかる手当については、子は1万1,000円から1万円に、父母等は1万1,000円から9,000円に改正し、平成30年度以降は配偶者は1万円から6,500円に、子については8,000円から1万円に、配偶者がいない場合の1人目の扶養親族にかかる手当については、子は1万円に変更なく、父母等は9,000円から6,500円に条例の一部を改正をするものです。

なお、施行期日は平成29年4月1日とするものです。

議案第3号「技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」議案綴りの13ページから14ページです。

平成29年度から技能職員（介護員・調理師）の給料表について、行政職（二）表を導入することに伴い、技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正です。

なお、地方自治法第204条第3項で、給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めることになっておりますが、地公法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員については、同条の規定は適用されないことから、規則に規定することにしております。

以上、ご審議につきましてよろしくお願いをいたします。

○議長（仲田 強君） 以上で、条例案に対する内容説明を終わります。

ただ今から質疑に入ります。

この際、各位にお願いいたします。

議案第1号「土佐清水市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について」から議案第3号「技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までの議案3件については、所管の委員会に付託し、審議を願うこととなっておりますので、この点、十分お含みの上、質疑されますよう、特にお願いいたします。

なお、1月会議における質疑につきましては、通告制をとっておりませんので、発言のある方は自席でお願いいたします。

質疑の方ございませんか。

4番、前田 晃君。

（4番 前田 晃君自席）

○4番（前田 晃君） おはようございます。前田 晃でございます。

早速ですが、議案第3号についての質疑をいたします。

全て総務課長に答弁を求めたいと思います。

今、課長の説明もありましたけれども、公務員の勤務条件、給与につきましては、地方自治法、そして地公法24条、それから25条で規定をされておまして、条例で定めることが大原則になっています。それは勤務条例、勤務条件条例主義とか、給与条例主義と呼ばれていまして、議会による財政の統制の重要な仕組みということになっています。ところが、今回の議案第3号の提案では、第6条規則への委任を新設をいたしまして、技能職の給料表などの給与に関する事項を規則で定めることにしています。給与に関する事項を条例でなく規則で定めるようにすることは、この給与条例主義の大原則に反し、そして議会のチェック機能から遠ざかることになるのではないかと思います。いかがでしょうか。

先ほどの説明でもありましたけれども、この技能職の給料表など、給与に関する事項について規則で定めることができるとすれば、その根拠、理由は何でしょうか。その説明をお願いしたいと思います。

○議長（仲田 強君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長。

(総務課長 木下 司君自席)

○総務課長(木下 司君) お答えいたします。

地方公務員法第57条で職員のうち、公立学校の教職員、単純な労務に雇用されるもの、その他職務の特質性に基づいて、この法律に対する特例を必要とするものについては、別に法律で定めると規定をされていますが、現在まだその特例法については、制定をみておりません。

しかし、地方公営企業法第37条から第39条までの規定を準用されることとされております。その結果、単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員にかかる給与は、その種類と基準のみを条例で規定し、支給方法については団体交渉によって締結され、労働協約の内容を具体的に規定されているところの規則等に定められていることとなります。

したがって、原則としてこれらに該当する職員の給与等については、一般行政職の給与条例を適用するのではなく、別途給与の種類と基準のみを条例で制定すべきものとなります。そのため、今回の条例改正に当たっては、給料表を規則で定めたものであり、高知県、黒潮町などが本市と同様な取り扱いをしております。

○議長(仲田 強君) 4番、前田 晃君。

(4番 前田 晃君自席)

○4番(前田 晃君) 2回目です。

今、課長のほうから答弁がありましたけれども、地公法の57条で特例として公立学校の教職員、そして単純労務員、これは現業職、技能職員のことですけれども、をあげて適用除外としておりまして、それぞれ特別な法律や条例が適用されるということになっています。特別法ができていないというふうに私は了解してないんですけれども、例えば、教職員であれば、教育公務員特例法とか、給特条例とか、そういった法律、条例がありますし、それから現業職員につきましては、先ほどありましたけれども、地公法、地方公営企業法などが適用されるということになっておるということであります。課長の答弁のとおりだと思います。

ただ、現業職員に適用されている地方公営企業法、この38条の4項ですけれども、ここには企業職員の給与の種類及び基準は条例で定めるというふうに明確にこの原則を示しています。それで、先ほど課長、答弁ありました給与の種類及び基準は条例だけれども、給料表や昇格、昇任など、給与に関する必要な事項、今回の規則に定めている分ですけれども、これは条例で委任すれば、規則でも構わないということのようですけれども、そうであれば、その根拠が必要だということになります。先ほど、労働協約の関係の話をされました。私も多分、そうじゃないかなというふうに思ったんですけれども、労働基本権にかかわって地公法適用の公務員、これは皆さん、非現業。一般職ですよね。今は団体交渉権がありませんけれども、地公法の適用になる現業職員の場合は、団体交渉権がありまして、強い規範力を持った労働協約を締結

することができるということなんですよね。説明はそういう説明だと思うんですけども、それで労使交渉の中で賃金などの労働条件が合意なされた場合、条例では議会の議決を得る必要があって、時間がかかると。規則にすれば、議会に付託せずに速やかに対応できることを想定していると。想定して規則にしようということやないかと思うんですけども、もう1回答お願いしたいんですが、大体そういうところで規則にしようということになるんでしょうか。

○議長（仲田 強君） 総務課長。

（総務課長 木下 司君自席）

○総務課長（木下 司君） 今、言いました前田議員のは、賃金改善の分も想定ということですか。それについてお答えします。

さきにもご答弁申し上げましたが、団体交渉によって締結された労働協約の内容を具体的に規定されているところの規則に定められることとなりますが、実際、現時点で賃金の改善を想定しての規則ということにはしておりません。想定はしておりません。

○議長（仲田 強君） 4番、前田 晃君。

（4番 前田 晃君自席）

○4番（前田 晃君） 細かい給与に関する細かいことを条例化すると、機動性がないということで規則にしているんだというふうに思うんです。多分、それは地公労法適用の現業職員に対しては、交渉の中で労働条件が決まるということがありますので、それに対応しやすいように規則にしているんだというふうに私は思うんです。そういう自治体が多いという話も聞いておりますけれども、それはそれで意味があるのかなとそんなことを感じているんですけど、わかりました。

次、3回目です。

それでこの技能職員の給与の種類及び基準に関する条例、これ今ある条例ですけども、この第4条第1項、これは改正の対象になっていませんが、ここの中では土佐清水市一般職の職員の給与に関する条例等を給与の基準とするとし今まで定めてきていました。これがそのまま残っています。にもかかわらず、今度の提案については、そのまま残っているにもかかわらず、今回の規則では行政職（二）表の給料表というのを規則の中へ定めているんですけども、両方給料表がありますので、競合するんじゃないかというふうに思うんですが、このあたりはどのように調整をするのでしょうか。

○議長（仲田 強君） 総務課長。

（総務課長 木下 司君自席）

○総務課長（木下 司君） お答えいたします。

土佐清水市一般職の職員の給与に関する条例第1条第2項で、「この条例において「職員」

とは、法第3条第2項に規定する一般職に属する職員（地方公営企業労働関係法第3条第2項の職員及び法第57条に規定する単純な労務に雇用されるものを除く。）をいう。」と規定をされております。

今回、改正する技能職員の給与の種類及び基準に関する条例を別途制定し、第4条で給与の基準、また第5条で給与の支給についてはこの条例で定めるもののほか、一般職の職員の例によると規定し、一般職と同様の給与表を今までは適用してまいりました。

今回の条例改正により、基準については、従来どおり第4条に規定するとおりとし、第5条では給与の支給については、一般職の職員の例によると規定していることについては、変更はありませんが、第6条に新たに規定する「この条例に規定するもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。」。この条文により、条例に規定のない給料表については、別途制定する規則が適用されることとなり、特段、規則に定めないものは条例の規定が適用されますので、競合することはありません。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 4番、前田 晃君。

（4番 前田 晃君自席）

○4番（前田 晃君） 給料表については、規則のほうが適用されるということですね。その他の手当等については、従来どおりの条例で対応するということですね。よくわかりました。

以上で、私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（仲田 強君） ほかに質疑の方はございませんか。

2番、岡本 詠君。

（2番 岡本 詠君自席）

○2番（岡本 詠君） 同じく議案第3号について質疑をさせていただきます。

総務課長に答弁をお願いいたします。

行政職（二）表の導入による人件費の削減総額及び収入に占める人件費の割合についてお伺いをいたします。

○議長（仲田 強君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長。

（総務課長 木下 司君自席）

○総務課長（木下 司君） お答えいたします。

しおさいでの行政職（二）表の導入後の平成29年度の人件費削減額は給料521万9,000円とボーナスの205万6,000円を合わせて727万5,000円の減となりますが、しおさい全体での収入に対しての人件費の割合は85%となっております。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 2番、岡本 詠君。
（2番 岡本 詠君自席）

○2番（岡本 詠君） わかりました。
そしたら、2つ目の質疑を行います。

今回の現給保障激変緩和措置としてどのような措置をとっているのか、お伺いをいたします。

○議長（仲田 強君） 総務課長。
（総務課長 木下 司君自席）

○総務課長（木下 司君） お答えいたします。

現給保障については、平成28年度末の切替時点の給料と平成29年4月1日の行政職（二）表を導入後の給料の差額を平成29年度は差額の3分の2を、平成30年度は差額の3分の1を現給保障し、支給する経過措置をとるようにしております。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 2番、岡本 詠君。
（2番 岡本 詠君自席）

○2番（岡本 詠君） ありがとうございます。

そしたら3つ目です。給料が減額される職員、調理員、介護員のそれぞれの人数と平均的な減額率、減額となる金額についてお願いをいたします。

○議長（仲田 強君） 総務課長。
（総務課長 木下 司君自席）

○総務課長（木下 司君） お答えします。

行政職（二）表の導入時期に対象となる職員は、調理員12人、介護員28人で、計40人となっております。

平均的な給料の1年目の減額率は4%となっております。また、年間平均で約24万1,000円の減額となります。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 2番、岡本 詠君。
（2番 岡本 詠君自席）

○2番（岡本 詠君） 了解です。ありがとうございました。

○議長（仲田 強君） ほかに質疑の方はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲田 強君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

ただ今、議題となっております議案第1号「土佐清水市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について」から議案第3号「技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までの議案3件については、お手元に配付しております議案付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託いたします。

なお、総務文教常任委員会は、本日中に審査を終了されますよう、特に配慮をお願いいたします。

この後、直ちに、総務文教常任委員会を開催しますので、委員の皆さん、委員会審査についてよろしくお願いをいたします。

この際、暫時休憩をいたします。

午前10時36分 休 憩

午後 2時02分 再 開

○議長（仲田 強君） 午前に引き続き会議を開きます。

市長提出議案第1号「土佐清水市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について」から議案第3号「技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までの議案3件を一括議題といたします。

ただ今から、総務文教常任委員会の審査結果について報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、田中耕之郎君。

（総務文教常任委員会委員長 田中耕之郎君登壇）

○総務文教常任委員会委員長（田中耕之郎君） それでは、総務文教常任委員会審査経過の概要と結果報告をさせていただきます。

平成29年土佐清水市議会定例会1月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたします。

1、議案第3号「技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

概要について説明を求めました。

執行部の説明によりますと、平成29年度から技能職員（介護員・調理員）の給料表について、行政職俸給表（二）を導入することに伴い、技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正するものである。また給与等の支給方法について、地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員に該当するため、地方自治法第204条第3号の支給方法の規定は適用されないことから、新たに規則を定めるものである。

また、俸給表の切りかえについては、以前より国から指導を受けており、しおさいの今後の

運営について検討する中で、昨年2月、組合員から賃金を下げても公立を維持していきたいと申し入れがあり、その後4回にわたり団体交渉を重ね、今回の改正に至ったとのことでもあります。

今後のしおさい運営の見通しは、改正後1年目は一般会計からの繰り入れが必要であるが、3年目以降は黒字に転じる見込みである。

また、委員より、今回は、当分の間は市営で進めることを打ち出したが、正職員と嘱託職員等の給料格差についてどういった対応を行うのか、また、技能職員の生涯賃金はどれほど減額されるのかとの意見に対し、今回の改正では正職員のみ改正となり、これを導入することにより、平均1年で4%、3年で12%程度の減額となるとのことでもあります。

委員より、職員の中には生涯設計も立て、働いていると思うが、直接現場の声を聞き、交渉を進めてきたのかとの意見に対し、組合の中で現業職の意見を集約し、執行部と交渉する中で激減緩和措置についても合意に至ったとのことでもあります。

今後、技能職員の俸給表については、規則で定めることになるとのこと、改正があった場合については議会へ報告していただくよう要請し、執行部も報告する旨、説明があり、了承いたしました。

2、議案第1号「土佐清水市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について」

議案第2号「土佐清水市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

以上2件の案件につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会で付託を受けました事件について、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

○議長（仲田 強君） 以上で、総務文教常任委員会の審査結果の報告は終わりました。

ただ今から、総務文教常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

総務文教常任委員会委員長は、委員長席にご着席をお願いいたします。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲田 強君） 質疑なしと認めます。

以上で、総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

総務文教常任委員会委員長は、自席にお戻り願います。

ただ今から討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

4番、前田 晃君。

(4番 前田 晃君登壇)

○4番(前田 晃君) 日本共産党の前田 晃です。

私は、議案第3号「技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に対して、反対の立場で討論を行います。

今回の議案第3号につきましては、私はこの間の執行部と職員組合との交渉を経て、労使の合意の上に立った提案であると認識をしております。

そして、提案のもとになりました労使間の合意事項につきましても、それはそれで尊重すべきだと考えております。

また、課題となっておりますしおさいの運営につきましては、結果として民間移譲ではなく、直営で継続することになったことは大いに評価すべきだと考えています。

しかしながら、しおさいの運営問題を解決する対応策として、執行部が一貫して人件費の削減、すなわち行政職(二)表の導入にこだわり、技能職員の給与を下げる方向で対応したことについては、大きな問題があると考えています。

公務員の給与は、言うまでもなく生活給であり、本人はもとより、家族の生活を支える収入源として位置づけられております。制度変更による大幅な給与の減額は、その世帯の現在と将来の生活設計へ大きな影響を及ぼすこととなります。労使の交渉で給与の減額に合意したといっても賃下げか、雇用かの二者択一を迫られれば、労働者にとっては雇用確保のために賃下げをのまざるを得ないのが現実です。この規則案に記載されています現給保障や交渉の中で合意したとされる退職金などの激変緩和措置については、一定、評価できるとしても、全体としては給与の減額を押しつけることになった今回の執行部の対応は、対象となる職員や家族の生活権を侵害するものと言わざるを得ず、それをもとに提案をされました議案には到底賛成をすることはできません。

また、介護部門では、職員の高い職業意識と使命感に期待をしつつも、一般的には給与の減額が職員のモチベーションを低下させ、介護サービスにも影響を及ぼすことが懸念されます。加えて、給与の減額は低い水準にある介護職員の待遇改善の全国的な大きな流れにも逆行することになっています。

では、しおさいの運営の改善については、どう対応すべきか。私はこと社会保障や福祉に関わる事業については、独立採算にはこだわらず、不足分は一般会計から繰り入れて対応する。これしかないと思います。本市は、大変厳しい財政状況にあり、財源確保についても困難を極めておりますけれども、社会保障に関わる施策は幾ら財政的にも苦しくても、公費負担が原則であると思います。これまで行っていた一般施策や事業を精選するとともに、冗費の節減、不

要不急の基金の取り崩しなどで財源を確保し、不足分の補填でしおさいの財政基盤を強化して運営改善を図ることが必要だと思えます。本市の進んだ社会保障の事業や施策を切り捨てることなく、また、今回のように重要な公務を担う一部の人たちへ負担を強いるのではなく、しおさいの運営の改善については、直営の公的施設にふさわしい運営のあり方を追求するよう、市民も交えて協議・検討をしていただければと願っています。

以上の理由によりまして、議案第3号に対します私の反対の意思を表明しまして討論を終わります。

○議長（仲田 強君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲田 強君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決に入ります。

議案第1号「土佐清水市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第1号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第1号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（仲田 強君） 起立全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号「土佐清水市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第2号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第2号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（仲田 強君） 起立全員であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号「技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第3号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第3号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（仲田 強君） 起立多数であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

この際、執行部の挨拶を許します。

市長。

（市長 泥谷光信君登壇）

○市長（泥谷光信君） 1月会議終了に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

1月会議に提案をいたしました議案につきましては、慎重審議の結果、全て承認及び可決をいただきました。本当にありがとうございました。心からお礼を申し上げます。

特に、議案第3号については、反対討論がございました。しかしながら、これまで副市長を中心に約1年間をかけて労使交渉を行い、積み上げてきた案件であります。指摘された事項につきましては、十分これまで審議をしてきたところでございますので、ぜひ反対された議員の皆様には、このしおさいの今の運営の状況もご理解をお願いをしたいと思います。

さて、ご承知のとおり、観光業が基幹産業である土佐清水市にとっては、この1月、2月の閑散期のシーズンを迎えます。そのような中、冬でも暖かい竜串・見残し海岸、椿の見ごろを迎える足摺岬に多くの皆様にお越し願いたいと官民挙げてイベントや催し物などを開催し、誘客に努めているところでありますが、この1月22日の日曜日には、郷土の偉人ジョン万次郎生誕190年を祝い、生誕190周年祭がジョン万次郎資料館で行われます。

また、1月28日土曜日には「ジョン万次郎漂流の鳥島を語る」と題して、探検家高橋大輔氏による講演会が中央公民館において開催され、続く2月5日日曜日には、足摺岬に春の到来を告げる第43回足摺椿まつりが第8回足摺の叫び「夢の一文字の発表」など、多彩な内容でジョン万次郎銅像前広場にて開催、翌週の2月12日日曜日、第49回あしずり駅伝大会、さらに2月18日、19日の土曜、日曜日には、第12回花へんろ足摺温泉ジョン万ウォークとスポーツイベントが続き、さらに2月25日土曜日に漁師の元気まつり、翌日の26日には高知市町村職員足摺半島一周駅伝が予定されておりますので、ぜひ議員各位をはじめ、市民の皆様の積極的なご参加をよろしくお願い申し上げます。

終わりに当たり、寒い日が続きますが、体調管理に十分留意され、この1年の皆様方のご健康とご健勝、あわせて市勢発展のためご奮闘いただきますよう心からお願いを申し上げまして、1月会議終了の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。（拍手）

○議長（仲田 強君） 以上をもちまして、平成29年土佐清水市議会定例会1月会議を終了いたします。

本日の会議は、これで散会いたします。ご苦勞さまでございました。

午後 2時20分 散 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

土佐清水市議会 議長

副議長

署名議員

署名議員